

中国税務速報

2015年11月20日

●1 映像コンテンツなどの輸出サービスに対する増値税ゼロ税率の適用に関する通達

財政部と国家税務総局は2015年10月30日に「映像コンテンツなどの輸出サービスに対する増値税ゼロ税率の適用という政策に関する通知」(財税「2015」118号)を公布しました。

本通達により、内国法人及び個人が外国法人に下記の課税サービスを提供する場合には、従来の増値税免税扱いから増値税ゼロ税率が適用されることになりました。

- 1) 映像コンテンツ(作品)の作成とその発行サービス
- 2) 技術譲渡サービス、ソフトウェアサービス、電気回路設計・テストサービス、ITサービス、業務プロセス管理サービス及び契約対象物の国外における契約エネルギー管理サービス
- 3) オフショア・アウトソーシングサービス (ITO・BPO・KPO)

内国法人及び個人が提供する増値税ゼロ税率適用対象の課税サービスについて、増値税簡易課税方式が適用される場合には、増値税免除取扱いを実施します。増値税原則課税方式が適用される場合には、メーカーであれば、免税・控除・還付という取扱いを実施し、輸出貿易法人であれば、増値税ゼロ税率適用の課税サービスを輸出する際に、メーカーとみなされ、その輸出貨物と合わせて免税・控除・還付という取扱いを実施します。還付(免税)取扱いを実施する課税サービスについて、所轄税務局は輸出価格が高すぎると認めた場合には、同局にその査定した輸出価格により還付(免税)の金額を算定する権利があります。査定した輸出価格が輸出貿易法人の仕入値より低い場合には、その差額に対応する仕入増値税は還付できず、原価に計上するとされます。

本通達は2015年12月1日から施行されるとともに財税「2013」106号の1の(6)、7の(6)・(9)は同日から失効になります。

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201510/t20151030_1532890.html

注：増値税課税サービスにおけるゼロ税率と免税の区別

ゼロ税率の場合には、取引自体は課税対象としたままで、売上に係る税率をゼロとして、仕入に係る増値税額の控除を認めるものです。一方、免税の場合には、取引自体を課税の対象から除き、仕入に係る増値税額の控除も認めません。

●2 研究開発費の割増損金算入政策の整備に関する通達

財政部、国家税務総局と科学技術省は2015年11月2日に「研究開発費の割増損金算入政策の整備に関する通達」(財税「2015」119号)を公布しました。

本通達では、法人が科学と技術に関する新しい知識を獲得し、かつそれらの知識を創造的に活用し、または技術、製品(サービス)、工芸を実質的に改善することによって、継続的に行う明確な目標を持つ一連の研究開発活動において発生する研究開発費の割増損金算入について、次のとおり定められています。

- 1) 費用処理を行った場合には、実際発生額の150%を損金算入する
- 2) 無形資産に計上した場合には、無形資産取得価額の150%相当分を減価償却する

また、研究開発費には、研究開発人員の給与などの人件費、研究開発活動に用いられた材料費などの直接経費、研究開発活動専用の設備、ソフトウェアなどの固定資産に係る減価償却費、新製品設計費、新薬開発用の臨床試験費、研究開発活動用の鑑定費、出張費などの関連費用その他の財政部と国家税務総局に規定された費用などが含まれています。

なお、法人が研究開発活動を他の内国法人または居住者という外部に委託した場合には、それに伴う発生した研究開発費用について、その実際発生額の80%相当分を委託側の研究開発費用に計上し、かつ割増損金算入の適用対象になります。一方、受託側は割増損金算入の適用対象外になります。

本通達は2016年1月1日から施行されると同時に国税発〔2008〕116号と財税〔2013〕70号が失効となります。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1878881/content.html>

●3 国外所得に対する簡易徴収とタックスペアリング適用のための審査事項の取消し後の関連後続管理問題に関する公告

国家税務総局は2015年10月10日に「国外所得に対する簡易徴収とタックスペアリング適用のための審査事項の取消し後の関連後続管理問題に関する公告」(国家税務総局公告「2015」第70号)を公布しました。

法人の国外所得が「国外所得に係る外国税額控除の関連問題に関する財務部・国家税務総局の通知」(財税「2009」125号)第10条第(1)項と第(2)項に定められた状況と一致した場合には、簡易方式により国外所得に係る外国税額控除額を計算することができます。

なお、確定申告に際し、所轄税務局に関連資料を提出しなければなりません。

本公告は公布日から施行されるとともに財税「2009」125号の10が失効されます。すなわち、従来の税務審査から事後届出管理に変更されました。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1845815/content.html>

●4 インターネット上の権利侵害と偽造行為の管理強化に関する国務院弁公庁による意見

国務院弁公庁は2015年11月7日に「インターネット上の権利侵害と偽造行為の管理強化に関する国務院弁公庁による意見」(国弁発「2015」77号)を公布しました。

本意見では、インターネットでの偽物の販売、権利侵害ないし海賊版を打撃し、監督管理の情報共有化水準を高める必要があると定められています。また、部門間、区域間及びクロスボーダーの法律執行協力メカニズムを整備しなければなりません。さらに、電子商取引に関連する法規と信用体系の構築を加速させ、政府と法人との交流と協力を強め、世論と社会の監督を強化させる必要もあります。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-11/07/content_10276.htm